

特定健康診査等実施計画  
(第二期；平成 25 年～29 年度)

塩野義健康保険組合

平成 25 年 4 月

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成 19 年に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施することとされている。

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の第 19 条により、5 年ごとに 5 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。当健康保険組合の第二期（平成 25 年度から平成 29 年度）における特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る達成目標等について、国の見直し基準に準拠して以下のとおり定めるものである。

## 当健保組合の現状

当健保組合は、医薬品の研究・製造・販売等を主たる業とする事業所の健保組合である。

平成 25 年度の当健保組合の規約に定める事業所は塩野義製薬株式会社、塩野義製薬労働組合、塩野義健康保険組合であり、各事業所の主事務所はすべて大阪府に所在するが、塩野義製薬株式会社における事業拠点となっている営業・管理及び研究、製造の各施設は本社（大阪市）、東京支店（東京都）、札幌支店（札幌市）、名古屋支店（名古屋市）、福岡支店（福岡市）、福島分室（大阪市）、医薬研究センター（豊中市）、油日事業所（甲賀市）、杭瀬事業所（尼崎市）、摂津工場（摂津市）、金ヶ崎工場（奥州市）の 11 地区に点在している。被保険者総数は、5, 365 名（うち、40 歳以上 75 歳未満の者は 3, 097 名）、被扶養者は 5, 941 名（うち、40 歳以上 75 歳未満の者は 1, 655 名）である。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が 41.90 歳で、男性が全体の約 7 割を占める。（数字はいずれも平成 24 年 1 月末現在）

健康診断は、被保険者は事業主及び事業主が契約する健診機関により本社、支店及び工場、研究所の拠点施設等においては主に巡回健診で実施しているが、巡回健診を受診できない少数の営業所（分室）では事業主が指定する健診機関により受診している。

また塩野義製薬株式会社の 11 地区の拠点施設には、非常勤の医師 18 名、常勤の看護師（保健師）8 名の医療スタッフが配置されており、当健保組合が行う被保険者の特定健診及び一般・成人病（がん、婦人科を含む）健診の実施と事後処置についても同医療スタッフに業務委託を行っている。

被扶養者については、居住する地域で受診できるように平成 21 年度から全国の健診機関と提携する健診業務の受託業者と契約して実施しており、当健保組合の特定健診及び一般・成人病（がん、婦人科を含む）健診には 5 割強の者が受診している。

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者の特定健診については事業主と連携して推進を図っており、第二期も事業主が行う法定健診と同時に実施するが、受診率の目標を達成させるために事業主及び事業主が健診業務を委託する健診機関とは密接な連携を保って、利便性のよい受診環境の提供に努める。

被扶養者の特定健診については、当健保組合が契約する健診業務の受託業者が提携する全国の健診機関で受診できる環境を整えており、第二期も継続して同業者を通じた健診を行う。

当健保組合では第二期の目標値である90%を達成させるためには、何よりも被扶養者の受診率を高めることが必須の条件になるので第一期から重点課題と認識して取り組んでおり、引き続き同業者と連携、連帯して個別の受診勧奨を強力に推進させることにする。

### 3 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

特定健診開始以前から、事業主の法定健診に併せて成人病健診と健診後の事後処置を業務委託していたことから、平成20年度以降も被保険者の特定健診は同スキームにより実施している。とくに受診者の負担軽減、利便性等がよいため受診率も高く、健診後のフォローにもリンクさせやすいというメリットがあるので、高い受診率となっている。

このように当健保組合の特定健診は法定健診と同時に実施しているが、健保組合に実施が課せられている特定健診については、事業の実施主体を明確にするために当健保組合が健診機関と別途に業務委託契約を締結して行っている。同様の考え方に基づいて、特定健診項目のデータは健保組合専用のサーバーにて保管・管理するシステムを構築しているし、健診等に要する費用は、事業主へ委ねている業務相当分を含めて当健保組合が全て負担している。

### 4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 達成目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の目標値
被保険者	95.0	96.0	96.0	96.0	96.0	—
被扶養者	59.1	62.5	67.8	73.2	78.7	—
被保険者+被扶養者	82.0	84.0	86.0	88.0	90.0	90.0

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率を 60.0%とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（被保険者+被扶養者）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の目標値
40歳以上対象者（人）	4,806	4,893	4,981	5,072	5,164	—
特定保健指導対象者数 （推計）（人）	500	513	525	537	550	—
実施率（％）	47.0	48.9	50.7	55.3	60.3	60.0
実施者数（人）	235	251	266	297	332	—

被保険者に対する動機付け・積極的支援の保健指導は対象者が全国に点在するため、経済性のほか、対象者の受け易さや指導効果に優れたスキームを提供することが重要であるとの考えから、第一期に委託を行った業者 1 社に加え、第二期は運動指導を主体とする保健指導機関をもう 1 社選定して業務委託を行う。なお、特定保健指導の対象者選定にあたっては、日頃から対象者の健康管理を行っている事業主の拠点施設は、医療専門スタッフとの連携により行い、業務全般の管理については当健保組合のスタッフが実施する。

被扶養者に対する動機付け・積極的支援の保健指導も、被保険者同様の考え方により、同じ保健指導機関 2 社に業務委託を行い、対象者の居住地や利便性などの状況に適合する指導機関を選択的に選定して活用する。

### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

第二期におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は、特定保健指導実績を検証するための目標値として健保組合独自で設定することになっている。

当健保組合の平成 29 年度末の減少率として、対平成 25 年度で 10%以上の努力目標値として取り組む。

## II 特定健康診査等の対象者数

### 1 対象者数

#### ① 特定健康診査の対象者数

##### 被保険者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数（推計）（人）	3,064	3,138	3,213	3,290	3,369
合計	3,064	3,138	3,213	3,290	3,369
目標実施率（％）	95.0	96.0	96.0	96.0	96.0
目標実施者数（人）	2,911	3,012	3,084	3,158	3,234

##### 被扶養者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数（推計）（人）	1,742	1,755	1,768	1,782	1,795
合計	1,742	1,755	1,768	1,782	1,795
目標実施率（％）	59.1	62.5	67.8	73.2	78.7
目標実施者数（人）	1,030	1,098	1,200	1,305	1,413

##### 被保険者＋被扶養者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数（推計）（人）	4,806	4,893	4,981	5,072	5,164
合計	4,806	4,893	4,981	5,072	5,164
目標実施率（％）	82.0	84.0	86.0	88.0	90.0
目標実施者数（人）	3,942	4,110	4,284	4,463	4,647

#### ② 特定保健指導の対象者数

##### 被保険者＋被扶養者

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上 対象者(人)	被保険者	3,064	3,138	3,213	3,290	3,369
	被扶養者	1,742	1,755	1,768	1,782	1,795
合計		4,806	4,893	4,981	5,072	5,164
動機付け支援対象者(人)		239	245	250	256	262
実施率(％)		46.8	48.3	49.2	52.4	60.7
実施者数		112	118	123	134	159
積極的支援対象者		260	269	275	282	288
実施率(％)		47.3	49.5	52.0	57.9	60.0
実施者数		123	133	143	163	173
保健指導対象者計		500	513	525	537	550
実施率(％)		47.0	48.9	50.7	55.3	60.3
実施者数		235	251	266	297	332

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施場所

##### ア. 特定健康診査

- ・被保険者については、受診者の利便性等を優先的に考え、事業所における法定健診（巡回健診が主）と一体化して実施するが、巡回健診を受診できない地域の被保険者に対しては、事業主が指定する勤務地近在の健診機関において実施する。（巡回健診外で受診した場合の特定健診データも法定健診の委託先健診機関で一元的にXMLフォーマットへ入力処理して健保組合へ提供を受ける）
- ・被扶養者については、受診者の利便性を優先させて被扶養者が居住する地域の健診機関と提携する健診業務受託業者と個別契約を行い、同業者による健診案内から受診券発行、健診費用の精算および健診結果のデータ回収・XMLフォーマットでのデータ提供までの一連の処理をアウトソーシングする。

##### イ. 特定保健指導

- ・被保険者、被扶養者とも、当健保組合が契約する複数の保健指導機関により実施するが、1社は全国の主要拠点に運動施設を有していることからその施設に対象者が赴いて実施するが、もう1社は対象者が居住する所（本人が希望する場所を指定）までメンターが訪問し、指導を行う。従って、対象者の居住地や生活（勤務）実態に合わせて健保組合が業者を選択的に選定し、実施する。

#### (2) 実施項目

##### ア. 特定健康診査

- ・標準的な健診・保健指導プログラム第2編「健診」第2章「健診の内容」に記載されている健診項目に準拠する。ただし、従来から健保組合が独自に設定し実施している一般・成人病（がん、婦人科を含む）の検査項目も同時に実施する。

##### イ. 特定保健指導

- ・標準的な健診・保健指導プログラム第3編「保健指導」第3章「保健指導の実施」に記載されている方法、要件等に準拠する。

#### (3) 実施時期

##### ア. 特定健康診査

- ・被保険者は、事業主の法定健診（概ね、毎年3月～7月）の期間と同時に実施する。
- ・被扶養者は、毎年6月～6ヶ月間で実施する。

##### イ. 特定保健指導

- ・被保険者は、毎年、特定健診データを健診機関から健保組合が入手し、階層化ができる8月以降、事業所ごとに動機付け支援、積極的支援の計画人数を選定し、6ヶ月間の指導を実施する。
- ・被扶養者は、毎年、健診業務受託業者を通じて特定健診データを健保組合が入手し、年度最初の階層化ができる9月頃から動機付け支援、積極的支援の計画人数を選定し、6ヶ月間の指導を実施する。

(4) 委託の有無

当健保組合における特定健診及び特定保健指導を実施するにあたっては、次の業務について事業主の医療専門スタッフ並びに特定健診または特定保健指導を専門とする業者へ委託する。

ア. 特定健康診査

(被保険者)

委託先	委託する業務内容
塩野義製薬株式会社 ※法定健診と同時に実施を委託	①健診日程・場所の設定 ②健診対象者の抽出・案内 ③健診方法・内容等の決定、対象者データの業者への提供 ④健診結果の通知 ⑤健診結果に基づく要再検、要受診者のフォローなど
(財)近畿健康管理センター (KKC)	①健診の実施 ②健診結果通知書作成 ③健診結果判定 ④保健指導の階層化 ⑤健診結果データ(XML)の電子媒体等による提供など ※巡回健診以外の受診者データの入力と健診データ作成を含 ⑥健診費用の精算

(被扶養者)

委託先	委託する業務内容
(株)イーウェル	①健診機関の確保 ②健診案内書の作成・納品 ③健診オペレーション(健診受付窓口、ヘルスサポートなど) ④健診予約後の受診券発行・送付(健診用キット送付) ⑤健診費用の精算(代行支払・請求) ⑥健診結果データ(XML)の電子媒体等による提供 ⑦受診未受診者への受診勧奨 ⑧健診WEBツールの運営など

イ. 特定保健指導

(被保険者)

委託先	委託する業務内容
塩野義製薬株式会社	①特定保健指導対象者の選定 ②保健指導対象者選定時、保健指導実施時の支援(ただし、必須ではない)
(株)コナミスポーツ&ライフ	①特定保健指導(積極的支援、動機付け支援)の実施 法に定める要件を満たす保健指導の実施 ※実施場所は同社のトレーニング施設内になるため、参加者は居住、勤務地域に近在する施設から選定する。 ②特定保健指導対象者の保健指導実施データ(XML)の提供 ③特定保健指導費用の精算

セイコーエプソン(株)	①対象者との保健指導の受診可否、連絡先等確認 ②特定保健指導（積極的支援、動機付け支援）の実施 法に定める要件を満たす保健指導の実施 ※実施場所にはとられないため、参加者が希望する所に向 向いて実施する。（ただし、離島、沖縄を除く） ③特定保健指導対象者の保健指導実施データ（XML）の提供 ④特定保健指導費用の精算
-------------	--

（被扶養者）

委託先	委託する業務内容
(株)コナミスポーツ&ライフ	被保険者と同じ
セイコーエプソン(株)	被保険者と同じ件

## (5) 受診方法

### ア. 特定健康診査

- ・被保険者は、事業主の法定健診と同時に実施するので、事業主で事業所・対象者毎に巡回健診日程・時間の割り当てを行い、個人別に健診案内を実施する。少数の営業所（分室）等で巡回健診を受診できない対象者には事業主側で外部の健診機関を指定して受診案内を行う。受診費用は、事業所の巡回健診は一括して健保組合から健診機関へ支払うが、外部の健診機関で受診した場合は、本人が償還払い（立替払い）を行い、事後決済する。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。
- ・被扶養者は、当健保組合が契約した業者が提携する受診機関により、指定する健診項目、健診期間（6月～12月）に受診を行うが、毎年5月末に同業者が作成する当該年度の健診案内書を対象者の自宅へ郵送するので、案内書に記載のとおり受診予約・受診券の発行等を受けて受診する。健診費用は、提携する健診機関で受診したものは健診業務委託業者が全ての決済を行い、当健保組合へ請求する方式とする。  
 ただし、対象者は提携外の利便性のよい任意の受診機関で受診することもできるが、この場合は、本人が償還払い（立替払い）を行って事後決済する方式とする。  
 被扶養者については受診率を向上させるため、委託業者を通じて 主には前年度を含む過去2年間未受診者を対象として受診勧奨を行うことにしている。

### イ. 特定保健指導

- ・被保険者の対象者は、事業主の医療専門スタッフの支援を受けて保健指導が必要なリスク度の高い者あるいは実効性が高い若年層などを優先して選考する。とくにリバウンド（保健指導により改善したが、再び戻った状態）またはリピート（保健指導の効果が乏しく、継続している状態）の対象者については、費用対効果、本人の取組み姿勢などを総合的に勘案して決定するが、3回目からは人事部長名による強制力を伴う通知を行うことも検討する。選定された対象者は、特定保健指導への参加に同意し、保健指導機関が実施する指導プログラム、メニューに従って受診するが、保健指導を就業時間中に受診した場合は就労免除の措置を受けることができ、所定の費用も健保組合が負担する。
- ・被扶養者については健保組合で系統的に抽出し、嘱託医の意見、判定も加えて決定する。選定された対象者は指定の保健指導機関が実施する指導プログラム、メニューに従って受診することができ、所定の費用も健保組合が負担する。



## (6) 健診データの受領方法

### ア. 特定健康診査

- ・被保険者分の特定健診データは、Ⅲ-(4)-アに記載のとおりKKCが作成し、所定のXMLフォーマットによる電子データで受領する。
- ・被扶養者分は、Ⅲ-(4)-アに記載のとおり㈱イーウェルが提携する健診機関から所定のXMLフォーマットによる電子データで入手し、㈱イーウェルから月度単位で受領する。

### イ. 特定保健指導

- ・特定保健指導の電子データについては、被保険者、被扶養者ともⅢ-(4)-イに記載のとおり保健指導業務を委託する㈱コナミスポーツ&ライフまたはセイコーエプソン㈱が保健指導終了ごとに、XMLフォーマットによる電子データで受領する。

## (7) 周知・案内方法

被保険者への周知は、法定健診の実施主体である事業主側の健康管理を担当する部署において、事業所の対象者単位で社内広報ツール及び個人宛メール等を併用して通知し、同時に受診者のチェックも行って、未受診者に対する受診勧奨も実施する。

被扶養者には、毎年、イーウェル社が作成する健診案内書（冊子）を5月末に自宅へ郵送して通知する。同時に機関誌（けんぽだより）、健保組合ホームページにも掲載して周知を図る。

## IV 個人情報保護

当健保組合は、平成17年4月に制定（平成20年4月一部改定）した「塩野義健康保険組合個人情報保護管理規定及び個人情報保護ポリシー」を遵守して、実施する。

また、当健保組合から委託された特定健診・特定保健指導機関に対しては、業務によって知り得た情報が故意、不慮の理由の如何を問わず外部に漏れないようにするため、締結する業務委託契約上あるいは個人情報保護、守秘契約等においてデータ利用の範囲・利用者等を規定するとともに、契約業者の監査またはヒアリング調査などを必要に応じて実施し、厳重な管理監督を行う。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合の特定健診・保健指導業務に従事する職員に限る。

## V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、事業主及び被保険者へ機関誌やホームページ等に掲載して周知する。

## VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

また、平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合やその他必要がある場合には見直すこととする。

## Ⅶ その他

第一期（平成 20 年～24 年度）では、事業所の診療所に在籍する看護師資格を有する医療看護スタッフに特定保健指導（積極的支援のみ）を委託して実施した結果、指導効果のエビデンスを十分に得ることができた反面、本務との兼ね併せにより 5 年間の平均的な一人当たり保健指導可能人数（キャパシティ）は年間 10 人程度が限界という事実も明確になった。そのため、第二期でも看護師資格者による特定保健指導の実施ができることになったものの第二期は実施効果以上に実施率のアップを加速させなければならない状況のため、平成 24 年度に指導者全員からのヒアリングとコストパフォーマンスの総合的な評価・判定を行った結果、第二期からの特定保健指導は全面的に外部の保健指導専門機関に委ねることとした。